

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（地域特性）

対象事業実施区域及びその周囲の概況は、既存資料等により把握した。

その対象範囲は、対象事業実施区域が位置する松阪市上川町、山添町を中心とする地域を基本とした。

対象事業実施区域及びその周辺の概況を表3-1(1)～3-3(2)に示す。

表3-1(1) 対象事業実施区域及びその周辺の概況（自然的状況）

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況	
気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	気象の状況	対象事業実施区域周辺には、気象庁の地域気象観測所である小俣観測所及び大気汚染常時監視測定期局である一般環境局の松阪第五小学校が存在している。 過去10年間（平成24年～令和3年）の平均観測結果を見ると、小俣観測所では年間平均降水量は1,932.9mm（最大日降水量：473.5mm）、年間平均気温は15.9°C（最高気温：38.8°C、最低気温：-6.0°C）、年間平均風速は2.7m/s（最大風速：17.3m/s）、松阪第五小学校では、年間平均風速は1.5m/s（最大風速：14.9m/s）となっている。 また、小俣観測所では西北西の風が、松阪第五小学校では北西の風が卓越している。
	大気質の状況	対象事業実施区域周辺には、大気汚染常時監視測定期局として一般環境測定期局1局が設置されている。その他の測定地点として、本市の測定地点4地点が存在している。 測定結果は、光化学オキシダント以外は環境基準を達成している。 令和元年の大気汚染に関する苦情は本市で11件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。
	騒音の状況	対象事業実施区域周辺には、環境騒音測定地点8地点、自動車交通騒音1地点が存在している。 測定地点における令和2年度の測定結果は、いずれの地点においても環境基準を達成している。 令和元年の騒音に関する苦情は本市で17件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。
	振動の状況	対象事業実施区域周辺には、自動車交通振動測定地点1地点が存在している。なお、本市では環境振動の測定は実施されていない。 測定地点における令和2年度の測定結果は、要請限度を達成している。 令和元年の振動に関する苦情は本市で1件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。
	その他の大気に係る環境の状況	対象事業実施区域周辺では、平成29年度に対象事業実施区域から西南西約3.5kmの地点で悪臭の測定が実施されており、各測定物質における規制基準を達成している。 令和元年の悪臭に関する苦情は本市で12件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	水象の状況	対象事業実施区域北側には金剛川水系が、東～南側には櫛田川水系がみられ、対象事業実施区域はこの2水系流域の境界部からやや金剛川水系寄りに位置する。金剛川水系は、松阪低地を形成した河川で、その源は山室町妙楽寺の南の山麓地から東に向かって流れ、真盛川と名古須川、勢々川、愛宕川の順に合流して伊勢湾へと流れる。 対象事業実施区域付近では、すぐ西側に2級河川の真盛川が近接して北方へ流れている。真盛川は、川幅3m程度の三面コンクリート構造で、川沿いの水田耕作地の灌漑用水として利用されている。
	水質の状況	対象事業実施区域及びその周辺では、8地点で公共用水域水質調査が実施されている。令和2年度における測定結果は、櫛田川の櫛田橋及び両郡橋地点で大腸菌群数、笛笛川の八木戸橋地点でダイオキシン類が環境基準を超過していた。 令和元年の水質汚濁に関する苦情は本市で12件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。
	その他の水に係る環境の状況	現最終処分場において、定期的に地下水のモニタリング調査が実施されている。令和元年～3年度における測定結果は、全ての測定地点で環境基準を達成している。

表 3-1(2) 対象事業実施区域及びその周辺の概況（自然的状況）

項目		対象事業実施区域及びその周辺の概況
地盤及び土壤の状況	地盤の状況	令和元年の地盤沈下に関する苦情は本市では報告されていない。 地盤の状況については、地質の状況で詳述する。
	土壤の状況	対象事業実施区域周辺の土壤は、大別すると、赤色土壤及び細粒グライ土壤、灰色低地土壤に分けられる。対象事業実施区域は赤色土壤であり、周辺を細粒グライ土壤及び灰色低地土壤に囲まれる。細粒グライ土壤は、主に水田や畑地といった耕作地が占めており、灰色低地土壤は櫛田川に沿うように分布する。 現最終処分場において、定期的に土壤のモニタリング調査が実施されており、令和元年における測定結果は、全ての測定地点で全ての項目が環境基準を達成している。 令和元年の土壤汚染に関する苦情は、本市では報告されていない。
地形及び地質の状況	地形の状況	対象事業実施区域周辺は、扇状地性低地に分類され低地が広がる地形である。その中で、対象事業実施区域は山麓地に位置し、周辺よりやや小高い位置にある。 対象事業実施区域周辺に、「自然のレッドデータブック・三重-三重県の保護上重要な地形・地質および野生生物-」(平成7年、三重自然誌の会)、「日本の地形レッドデータブック 第1集 -危機にある地形-」(平成12年、古今書院)、「日本の地形レッドデータブック 第2集 -保存すべき地形-」(平成15年、古今書院)に該当する重要な地形はない。
	地質の状況	対象事業実施区域は砂岩上に位置し、その周辺は、花崗岩質岩石が西側に分布するほか、礫層の地域が主である。 対象事業実施区域周辺に、「三重県の地質鉱物-三重県地質鉱物緊急調査報告書-」による「花崗岩の深層風化」が存在する。
	断層（活断層）の状況	対象事業実施区域周辺では、葛岡断層（恒石1970）が「新編 日本の活断層」及び「近畿の活断層」で西北西側位置に示されている。
日照及び電波の状況	日照の状況	対象事業実施区域周辺には、日照障害となる高層の人工構造物はない。
	電波の状況	対象事業実施区域周辺には、電波障害となる高層の人工構造物はない。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動植物相の状況	文献調査により対象事業実施区域及びその周辺で確認された動植物は、哺乳類が9科20種、鳥類が44科156種、両生類・爬虫類が12科24種、昆虫類が99科353種、クモ類が4科5種、汽水・淡水魚類が12科46種、底生動物が13科25種、維管束植物が159科927種、蘚苔・地衣類が1科1種、キノコ類が1科1種であった。
	重要な種の状況	重要な種としては、哺乳類が0種、鳥類が11目18科46種、両生類・爬虫類が3目5科6種、昆虫類が6目25科39種、クモ類が1目4科5種、汽水・淡水魚類が6目8科17種、底生生物が4目8科15種、付着藻類が0種、維管束植物が25目52科113種、蘚苔類・地衣類が1目1科1種、キノコ類が1目1科1種であった。
	植生の状況	対象事業実施区域のうち丘陵地はアベマキ・コナラ群落で占められ、谷部は水田雑草群落となっている。なお、現最終処分場区域は造成地及び路傍・空地雑草群落となっている。
	生態系の状況	対象事業実施区域及びその周辺 1.5km の環境を大別すると、陸域生態系と水域生態系の2つに分けられる。陸域生態系は水田、樹林地、耕作地・果樹園、市街地、草地・荒地で構成され、水域生態系は河川・湖沼で構成される。 対象事業実施区域から 1.5km 程の陸域には、水田・市街地・樹林などの環境が点在し、キジバト、ツバメ、サギ科、チドリ科などの鳥類、タヌキやイノシシなどの哺乳類、ニホンカナヘビ、シマヘビなどの爬虫類、ニホンアマガエルなどの両生類、トンボ目やチョウ目などの昆虫類が生態系の構成種としてあげられる。 水域生態系は、河川・湖沼では、淡水域と海水域を回遊するニホンウナギやアユ、純淡水域に生息するヤリタナゴやミナミメダカなどの魚類、カワニナ科やマシジミなどの貝類が生態系の構成種としてあげられる。 対象事業実施区域南東を流れる櫛田川沿いには、スギ・ヒノキ群落やケヤキ・ムクノキ群落、ツルヨシ群集が見られる。
人と自然との触れ合いの活動の場の状況		対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場は、都市公園が主体であり、対象事業実施区域に近接して北側に上川町遊歩道公園、東側に松阪市総合運動公園が位置する。また、松阪駅周辺には松坂公園（松坂城跡）等の都市公園が点在する。
景観の状況		対象事業実施区域周辺における人が集まり眺望点となりえる主要な地点は4地点、景観資源は6地点存在する。
歴史的文化的な遺産の状況	指定文化財及び登録文化財の状況	対象事業実施区域周辺には39件の指定文化財・登録文化財があり、市街地に集中している。対象事業実施区域から最も近い指定文化財・登録文化財は、北西約2.5kmに位置する久保古墳である。また、対象事業実施区域内に指定文化財・登録文化財は存在していない。
	埋蔵文化財	対象事業実施区域周辺には29件の埋蔵文化財が存在する。対象事業実施区域に最も近い埋蔵文化財は、北西約50mに位置する浅堀木遺跡、浅堀木城跡、浅堀木古墳である。なお、対象事業実施区域内に埋蔵文化財は存在していない。

表 3-2 対象事業実施区域及びその周辺の概況（社会的状況）

項目		対象事業実施区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	人口の状況	本市の人口は平成 30 年から令和 4 年の間で減少しているが、世帯数は微増傾向にある。対象事業実施区域周辺の町のうち、人口及び世帯数が多いのは上川町、豊原町、虹が丘町である。また、南虹が丘町は年少人口の割合が多く、老人人口の割合が少ない。
	産業の状況	本市では、平成 28 年度における事業所数は 7,804 事業所、従業者数は 69,711 人となっている。 平成 28 年における産業大分類別の事業所数は、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」、「生活関連サービス業、娯楽業」の順に多く、この 4 産業で全体の 50% 以上を占めた。また、平成 26 年から平成 28 年の間に事業所数が増加した産業はなかった。 平成 28 年における産業大分類別の従業者数は、「製造業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の順に多く、この 3 産業で全体の 50% 以上を占めた。また、平成 26 年から平成 28 年の間に「農業、林業、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」では従業者数が増加し、その他の産業で減少している。
土地利用の状況	土地利用の状況	本市では、その他を除くと最も多い順に山林の 29.55%、田の 10.40%、宅地の 4.99% となっている。 対象事業実施区域周辺の土地利用は、その他を除くと主に森林、田、建物用地となっている。対象事業実施区域は、現最終処分場の区域を除くと農地、山林、原野となっている。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	河川の利用の状況	真盛川の対象事業実施区域周辺区間では、金剛川との合流直前に灌漑用の大井井堰が存在するほか、水門が 4 地点存在しており、いずれも利水が行われている。 なお、真盛川及び金剛川に内水面漁業権及び保護水面は設定されていない。
	地下水の利用の状況	対象事業実施区域に最も近い井戸（災害時協力井戸）は、対象事業実施区域北西 700m に位置する。また、対象事業実施区域の北側～北西側及び南西側に複数の井戸がある。
交通の状況	主要道路及び交通量の状況	対象事業実施区域周辺の西側に国道 42 号が走っている。平成 27 年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である国道 42 号（松阪市虹が丘町）では、12 時間交通量は 6,130 台、大型車混入率は 12.3% となっている。 その他対象事業実施区域周辺には、県道松阪環状線、県道御麻生蔵豊原線などが走っている。
	鉄道の状況	対象事業実施区域の最寄駅は東海旅客鉄道紀勢本線の徳和駅であり、令和 2 年度の平均乗車人員は 389 人/日である。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅配置の概況		対象事業実施区域に最寄りの施設は、教育施設で対象事業実施区域から北東側約 1km に位置する松阪商業高等学校、医療・文化・福祉施設で対象事業実施区域から北東側約 50m に位置する愛生苑（特別養護老人ホーム）がある。 対象事業実施区域の最近接住宅は、対象事業実施区域から約 175m 西側に位置する南虹が丘町の住宅である。その他、対象事業実施区域から約 200m 北西に虹が丘町、約 240m 北西に上川町の住宅地がある。また、対象事業実施区域から約 400m 南東に山添町の住宅地がある。
上下水道等の整備の状況	上水道の状況	本市では上水道及び簡易水道から給水しており、令和 2 年度における水道普及率は 99.2% である。 櫛田川沿いに第 1 水源地、第 2 水源地がある。
	下水道（生活排水処理施設）の状況	令和 2 年度における本市の生活排水処理施設の整備率は 91.1% である。 対象事業実施区域から南東側約 1.5 km に山添ポンプ場、北側約 5km に宮町ポンプ場があるほか、東側約 4km に農業集落排水施設高木処理区がある。
廃棄物の処理の状況	一般廃棄物の処理の状況	本市のごみの総排出量（集団回収量を含む）はほぼ横ばいで推移しており、令和 3 年度は年間 58,215 t であった。 対象事業実施区域周辺の一般廃棄物処理施設は、対象事業実施区域から北に約 4.5km の位置に、松阪地区広域衛生センター（し尿処理施設）がある。
	産業廃棄物の処理の状況	平成 30 年度実績において、松阪・紀勢地域では産業廃棄物が年間 549 千 t 発生している。種類別では汚泥、がれき類、鉱さいの順に、業種別では製造業、電気・水道業、建設業の順に多い構成となっている。 対象事業実施区域周辺には 8か所の産業廃棄物処理施設が存在している。

表 3-3(1) 対象事業実施区域及びその周辺の概況（環境保全に係る規制等の指定状況）

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及び周辺における規制等の指定状況
大気	環境基本法	大気汚染に係る環境基準	指定地域の定めなく適用される。
		有害大気物質（ベンゼン等）に係る環境基準	
		微小粒子状物質に係る環境基準	
	その他	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	
		三重県の環境保全目標	
		大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について	
	ダイオキシン類対策特別措置法	今後の有害大気汚染物質対策のあり方について	
		ダイオキシン類に係る環境基準	本事業によって設置する施設には適用されない。
騒音	大気汚染防止法	大気汚染防止法に係る排出基準	覆土置場は、大気汚染防止法に基づく「一般粉じん発生施設（面積が1,000m ² 以上であること。）」に該当するため、一般粉じん発生施設の設置の届出が必要となる。
	三重県生活環境の保全に関する条例	三重県生活環境の保全に関する条例に係る排出基準	本事業によって設置する施設には適用されない。
	環境基本法	騒音に係る環境基準	類型指定されていない。
	騒音規制法・三重県生活環境の保全に関する条例	特定工場に係る規制基準	三重県条例で「その他の地域」の基準が適用される。
		特定建設作業騒音に係る規制基準	三重県条例で「1号区域」の基準が適用される。
振動	騒音規制法	自動車騒音の要請限度	区域の区分に該当しない。
	振動規制法・三重県生活環境の保全に関する条例	特定工場に係る規制基準	三重県条例で「第2号の項の区域」の基準が適用される。
		特定建設作業振動に係る規制基準	三重県条例で「1号区域」の基準が適用される。
悪臭	振動規制法	道路交通振動の要請限度	区域の区分に該当しない。
水質	環境基本法	悪臭防止法に基づく規制基準	規制地域に含まれない。
		水質汚濁に係る環境基準	人の健康の保護に関する環境基準については指定地域の定めなく適用される。
		地下水の水質汚濁に係る環境基準	生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼、海域について、利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められているが、新最終処分場から発生する浸出水処理水の放流先河川である真盛川では、類型指定がされていない。
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る環境基準	指定地域の定めなく適用される。
		最終処分場のダイオキシン類の維持管理基準	本事業によって設置する施設に適用される。
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の排水に係る技術上の基準を定める省令	最終処分場に係る技術上の基準	
	水質汚濁防止法	特定施設を設置する事業場（特定事業場）の排水に係る排水基準（一律基準）	本事業によって設置する施設には適用されない。
		総量規制基準	

表 3-3(2) 対象事業実施区域及びその周辺の概況（環境保全に係る規制等の指定状況）

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及び周辺における規制等の指定状況
水質 (つづき)	大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	一律基準への上乗せ基準	本事業によって設置する施設には適用されない。
	三重県生活環境の保全に関する条例	三重県生活環境の保全に関する条例で定める基準	
	農林水産省による検討	農業（水稻）用水基準	指定地域の定めなく適用される。
土壤	環境基本法	土壤汚染に係る環境基準	
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る環境基準	指定地域の定めなく適用される。
	土壤汚染対策法	要措置区域	指定されている土地はない。
地盤沈下	三重県生活環境の保全に関する条例	地下水の採取の規制	規制は行われていない。
土地利用	都市計画法・建築基準法	都市地域	対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されている。また、対象事業実施区域北東に位置する上川町は市街化区域に指定されている。
	農業振興地域整備法	農業地域	北西（松阪市街地）方向を除く大部分が農業地域に指定されている。
	森林法	森林地域	対象事業実施区域の南側および西側の多くが森林地域に指定されている。
	自然公園法・三重県立自然公園条例	自然公園地域	存在しない。
	三重県自然環境保全条例	自然環境保全地域	祓川自然環境保全地域が存在する。
鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	対象事業実施区域の西側及び東側に県指定の鳥獣保護区が存在している。
土砂災害危険・警戒区域	土砂災害防止法	土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域	対象事業実施区域に最も近い土砂災害危険箇所は、対象事業実施区域から約400m西に位置する急傾斜地崩壊危険箇所である。対象事業実施区域に最も近い土砂災害警戒区域は、対象事業実施区域から約3km南東に位置する土石流、土砂災害警戒区域（指定済）である。
洪水浸水想定区域	水防法	洪水浸水想定区域	対象事業実施区域周辺では、東側の櫛田川沿いや北側の近畿日本鉄道山田線周辺が洪水浸水想定区域に指定されているが、対象事業実施区域は洪水浸水想定区域に該当しない。
その他の事項 (行政計画・方針等)	三重県による策定	三重県環境基本計画、三重県地球温暖化対策実行計画、三重県循環型社会形成推進計画、みえ生物多様性推進プラン、三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画が策定されている。	
	松阪市による策定	松阪市環境基本計画、松阪市一般廃棄物処理計画、松阪市景観計画、松阪市地球温暖化対策率先実行計画が策定されている。	